

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1 イベント等開催時における感染防止の基本方針

(1) イベント等実施に関する方針について

- ア 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を講じます。
- イ その上で人命の尊重を優先し、感染を防止する対応を図った上で、各施設が計画するイベント等を実行できる方法を探り、施設の役割を可能な限り果たしていきます。
- ウ 今後、政府による緊急事態宣言や市主催イベントの自粛等があれば、中止とします

2 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

(1) 参加募集時の対応

参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、当該イベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、施設が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ①以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベント当日に確認を行う）
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②マスクを持参すること
（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④他の参加者、スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること
（障害者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ⑤イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥感染防止のために施設が決めたその他の措置の遵守、また指示に従うこと
- ⑦イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

(2) 当日の参加受付時の留意事項

イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること
（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- ③人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- ④参加者が距離をにおいて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと
- ⑤受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- ⑥インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- ⑦当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること

(3) イベント参加者への対応

ア 体調の確認

開催日に参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求める必要があります。

- ①氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する
- ②イベント当日の体温
- ③イベント前2週間における以下の事項の有無

(ア)平熱を超える発熱

(イ)咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状

(ウ)だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)

(エ)嗅覚や味覚の異常

(オ)体が重く感じる、疲れやすい等

(カ)新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

(キ)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(ク)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

イ マスク等の準備

参加者がマスクを準備しているか確認する必要があります。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの(※)とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

(※)マスク(特に外気を取り込みにくいN95などのマスク)を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

ウ 参加前後の留意事項

イベントに参加する個人や団体は、ミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

(4) 施設が準備等すべき事項

ア 手洗い場所

参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保してください。

- ①手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること
- ②「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- ③ウォーキングなどでは、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること
- ④手洗い後に手を拭くためのタオルについて、持参を促す
- ⑤手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

イ 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する必要があります。以下に配慮して準備をお願いします。

- ①広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
(障害者の介助を行う場合を除く)
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- ③室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること
- ④換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

ウ 洗面所

洗面所(トイレ)についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。以下に配慮して、管理をお願いします。

- ①トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- ③手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること
- ④「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- ⑤手洗い後に手を拭くためのタオルについて、持参を促すこと

エ 飲食物の提供時

栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ①参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- ②飲料の提供は、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
- ③果物等の食品については、参加者が同じング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
- ④飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

オ 観客の管理

観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

カ 会場

室内の場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うため、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う必要があります。

(※)スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いします。

キ ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用して対応してください。

また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(5)参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底してください。

①十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)

- ア 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける
 - イ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする
- (※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である

②位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

③その他

- ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をかくことは極力行わないこと
- イ タオルの共用はしないこと

- ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと
(※)その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

(6)その他の留意事項

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報(上記(3)ア)について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておくことが必要です。

全施設において、「感染防止対策取組書」「LINE コロナお知らせシステム」の事業所登録と発行・掲示の速やかな実施をお願いします。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合の対応については、横浜市所管区局及び所幹部へ連絡をし、対応をお願いします。